公開・非公開の別

■公 開 □部分公開

□非公開

# 令和元年度第1回浜松市介護保険運営協議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年11月19日(火) 午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所 浜松市役所 北館 101·102会議室
- 3 出席状況
  - (1) 浜松市介護保険運営協議会委員(50音順)

出 席 10名 石垣哲男委員 伊藤純代委員 稲垣佐登史委員 梅田和寛委員 小野宏志委員 才川隆弘委員 式守晴子委員 鈴木謙市委員 西澤基示郎委員 廣野正長委員

(2) 事務局

介護保険課 市川和弘課長 徳田純一課長補佐 大村貴弘主幹

平口志津子技監 鈴木淳司副主幹 國分宏時副主幹

中村寿晃副主幹 鈴木健吾

高齢者福祉課 小池恒弘課長 渡辺貴史担当課長 亀田岳史課長補佐

中澤学主幹 門屋浩二副主幹 坂本田佳子専門監

- 4 傍 聴 者 0人
- 5 議 事 内 容
  - ア 平成30年度介護保険事業について
  - イ 令和元年度計画策定に伴う実態調査の実施について
  - ウ 特別養護老人ホームさくまの里の一部転用について
  - エ 令和2年度介護保険サービス事業所の募集状況について
- 6 会議録作成者 介護保険課 総務・給付グループ 鈴木 健吾
- 7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無 有・無

# 8 会議記録

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 介護保険課長あいさつ
- 4 新任委員及び職員の紹介
- 5 副会長の選任
- 6 議事

ア 平成30年度介護保険事業について

(会長)

議事ア、「平成30年度介護保険事業」について事務局から説明されたい。

<事務局から資料1について説明。>

#### (会長)

ただいま事務局から説明があったが、意見、質問等があれば発言されたい。

#### (A委員)

介護医療院を増やすことで、介護保険料や介護給付費に影響が出ると聞いている。 浜松市として、どの程度まで介護医療院を増やしていける見込みか伺う。

#### (事務局)

介護療養型病床及び医療療養病床が介護医療院へ転換したとしても、現在の保険料収入で運営可能である。また、施設に対して実施した転換意向調査の結果では、 来年度いっぱいでほぼすべての介護療養型医療施設が介護医療院へ転換する予定であり、国の定める期限までに、すべての介護療養型医療施設を介護医療院へ転換させることが可能である。

#### (A委員)

介護療養型医療施設はもともと介護保険適用の施設であるが、もともと介護保険 適用外の医療療養病床が介護医療院へ転換したとしても、財政上問題は無いのか伺 う。

#### (事務局)

医療療養病床が介護医療医院へ転換した場合、そのサービス費用の約10分の9 だけ介護給付が純増することになる。しかしながら、医療療養病床からの転換分を 見込んだとしても、現在の保険料等の収入額で運営可能だと試算できている。

## (B委員)

1点目、平成30年度の区分変更申請件数について、件数が平成29年度より増加している理由を伺う。

2点目、介護給付費準備基金残高について、基金の使用用途と、残高の必要額を どのくらいと見積もっているのか伺う。

## (事務局)

1点目、平成30年度の区分変更申請件数について、まず更新申請件数は平成29年度に比べて大幅に減っている。これは、平成29年4月から、最長12か月だった更新申請の認定有効期間が24か月に延長されたため、平成29年度に更新申請を受けた方は、平成30年度を飛ばして、令和元年度以降に次の更新申請をすることになったことが要因である。

一方で、更新申請の認定有効期間が最長24か月に延長されたことにより、平成29年度に更新申請を受けた方のうち、平成30年度中に状態の変化が生じた方は、翌令和元年度の更新申請期間を待つのではなく、平成30年度中に区分変更申請で対応するケースが多いため、件数が増加した。

2点目、介護給付費の準備基金について、介護保険の制度上、計画期間の3年間で収支をプラスマイナス0にすることを想定しているが、現在では約40億の残高がある。第7期介護保険事業計画では、基金残高の半分を取り崩し、介護保険料の上昇幅を下げることに活用し、残りの基金残高については、第8期介護保険事業計画においての介護保険料の上昇幅を下げることに活用することを想定している。

#### (C委員)

1点目、保険者機能強化推進交付金について、静岡新聞に掲載されていた内容では、国は、令和元年度は200億円、令和2年度は倍増の400億円の予算を確保すると記されていた。また、この交付金は、介護にどの程度力を入れているかを数値化するため、65の評価項目を設け、その点数に基づき、市町村に交付金を振り分けている。そこで、この65の評価項目はどういったものがあるのか、そして浜松市は何点だったのか伺う。また、国は今後介護予防に力を入れていくというが、来年度予算が倍増されるこの交付金に対して、浜松市は何を重点的に取り組んでいくのか伺う。

2点目、介護給付費準備基金残高について、銀行口座に貯金をしており、運用しているということで良いか。また、平成30年度決算の基金残高について、収支差引額は約12億円だが、どういった計算方法で記載の基金残高になるのか伺う。

3点目、5頁記載の保険料の滞納繰越分の金額と、16頁記載の滞納繰越分の収納額が違う理由を伺う。また、収納率を上げるため、職員を2、3名増やしたと思うが、その効果が数値の上でどのように表れているのか伺う。

## (事務局)

1点目、保険者機能強化推進交付金について、この交付金は平成30年度に創設され、国の予算の200億のうち、10億円が都道府県、190億円が市町村に分配される。国の設定した65の評価項目に対して、市がどの程度できているか、例えば、サービスの適正化に関する項目では、各種点検の頻度について、介護予防に関する項目では、どのような取り組みをしているのかについて市の実情を回答し、その回答結果を基に、国が他の市町村と比較し点数を定め、評価するものである。具体的な点数については改めて回答するが、全国平均より高い結果であった。この交付金は、新聞報道では来年度予算を倍増するとされていたが、具体的な指針や基準は今後国から公表される。浜松市の今後の具体的な取り組みについては、費用対効果を検証しながら、できる範囲で推進していく。

3点目、5頁記載の滞納繰越分の金額については、一度収入した金額を返還する 歳入還付等が含まれている。一方で、16頁(3)の滞納繰越分については、年度 ごとに収納できていない滞納繰越分の状況を記載している。

#### (事務局)

昨年、この介護保険運営協議会で説明した介護保険料収納のアクションプランでは、収納率向上のため、職員を増加し対応することは計画しておらず、現在も過年度と同様の人数で対応している。一方で、アクションプランで定めていたのは、収納率向上のため、収納事務経験を有する職員を後任にすることを計画していた。平成30年度の収納状況として、滞納繰越分については収納率が前年度より低下しているが、全体としての収納率は、99.52パーセントであり、政令市で最も高い収納率であった。また、全体としての収納率は、平成30年度に賦課した現年度分であり、滞納繰越分については平成29年度以前に賦課し、かつ収納ができていないものであり、分けて考えて欲しい。

滞納繰越分については、現年度分が高い収納率であった場合、当然翌年度は、徴収が難しい案件が残る。その中でも、滞納繰越分の収納率は、政令市で5番目ということで議会からも評価を得ており、今後も収納率向上に向けて努力する。また、滞納繰越分の収納率について、経年変化が分かる資料を作成のうえ、改めて説明する。

#### (事務局)

2点目、介護給付費準備基金残高について、6頁記載の収支差引額は、単純に歳 入から歳出を引いた額である。収支差引額をすべて基金に積み立てるのではなく、 国庫支出金等翌年度精算を行い返還する必要がある金額も含まれており、実質的に 基金に積み立てた額は、約2億3、4千万円である。

## (会長)

この案件については聞き置くこととする。

## イ 令和元年度計画策定に伴う実熊調査の実施について

# (会長)

議事イ、「令和元年度計画策定に伴う実態調査の実施」について事務局から説明されたい。

<事務局から資料2について説明。>

## (会長)

ただいま事務局から説明があったが、意見、質問等があれば発言を願いたい。

#### (D委員)

前回と今回を比べて、調査項目に違いはあるのか伺う。

#### (事務局)

経年変化を見る目的で、前回実施した調査項目が今回の調査でも中心となっている。一方で、スマートフォンの利用に関する調査項目など、時代の変化に合わせた 調査項目をいくつか新たに設けている。

#### (会長)

この案件については聞き置くこととする。

# ウ 特別養護老人ホームさくまの里の転用について

## (会長)

議事ウ、「特別養護老人ホームさくまの里の転用」について事務局から説明されたい。

<事務局から資料3について説明。>

#### (会長)

ただいま事務局から説明があったが、意見、質問等があれば発言されたい。

#### (A委員)

今回は休止中のベッドの転用ではあるが、今後中山間地域において、特別養護老 人ホームのベッド数が不足することはないのか伺う。

## (事務局)

資料3の5頁記載のとおり、現在さくまの里のユニット型44床はすべて満床である。入所待機者数は、要介護1から要介護5までの方で68人、そのうち要介護4、5の方は24人という状況である。ベッド数が足りているかについては、入所待機者が発生しているため、必ずしも足りているとは言えない。今後は、中山間地域の特別養護老人ホームに限らず、市内で空床の発生している特別養護老人ホームへの入所を勧めていくことになる。

## (E委員)

入所待機者が発生していることから、浜松市としては、市内の特別養護老人ホームが不足しているため、今後さらに整備していかなければならないという認識を持っているかどうか伺う。

## (事務局)

特別養護老人ホームの整備については、介護職員の確保ができるかどうかに掛かっている。次期計画策定においては、そのような状況を踏まえながら、どういった整備計画にしていくか検討していく。

## (E委員)

入所待機者の中には、とりあえず申込んでおこうという方もいる。入所待機者数だけを頼りに特別養護老人ホームを整備していくのは、行政として大きな間違いを犯してしまうと思うため、慎重に検討して欲しい。在宅医療に携わっている経験から、自宅で過ごしたいと思っている方が一番多く、また施設入所を希望している方でも本当は自宅で過ごしたいと思っている方も多いと感じる。入所待機者数という数字だけを持って施設を整備するのではなく、市民の方がどういった生活を本当に望んでいるか踏まえて、施設の整備や体制づくりを行って欲しい。

浜松市は自宅で生活する環境が随分悪くなっていると聞く。ヘルパーさんの話では、不衛生な家が増えてきており、そのような自宅に訪問して、喘息になってしまった方もいるという。住みやすい環境づくりのためにもいろいろと検討して欲しい。また、高齢者が施設に入所すると、街が寂しくなっていく感じがする。活気のある街を維持するためにも、できるだけ自宅で生活できる環境作りを行って欲しい。

#### (会長)

この案件については聞き置くこととする。

## エ 令和2年度介護保険サービス事業所の募集状況について

(会長)

議事工、「令和2年度介護保険サービス事業所の募集状況について」について事務 局から説明されたい。

<事務局から資料4について説明。>

#### (会長)

ただいま事務局から説明があったが、意見、質問等があれば発言されたい。

## (E委員)

採択された2つの事業所について、どこに本拠地を置く事業所か伺う。

## (事務局)

両事業所とも、北区都田町に本拠地を置く事業所である。

#### (会長)

この案件については聞き置くこととする。

#### 7 その他

#### (事務局)

会議録については、近日中に送付させていただくので、確認をお願いしたい。

## (B委員)

一点事例を紹介したい。要介護 4 で特別養護老人ホームに入居していた方について、その方の要介護認定の有効期限は 9 月 3 0 日であった。 8 月当初に更新申請を行ったが、認定調査日は 9 月 1 1 日、認定日が 9 月 2 5 日、交付日が 9 月 2 6 日、施設の担当職員に連絡が入ったのが 9 月 3 0 日であった。認定結果は要支援 2 であり、その方は施設退所を余儀なくされた。急いで在宅に戻る準備をしなければならず、大変困惑されている様子であった。せめて、一次判定結果後、要支援認定が下りるかもしれないという連絡が欲しかった。本人への説明や少しでもいいサービスを組み立てて、在宅生活に戻ることができるよう検討する時間が少しでもあればと感じた。一番懸念されるのが、市内の他の施設でも同様のケースが発生しているのではないか。施設担当者と保険者の連携に懸念を抱いている。また、改善策等があれば検討して欲しい。

#### (F委員)

申請から認定までどのくらい期間を要したのか。

#### (B委員)

約2か月である。

## (F委員)

原則申請から認定まで30日であり、全国的には平均で38.5日という数字が出ている。どうしてそんなに期間を要してしまったのか。

国では、認定調査員の人員確保のため、現在の認定調査員の資格要件を緩和する 動きもあるようだが。

#### (事務局)

認定調査員として業務を行うためには、現在は介護支援専門員の資格を有する必要がある。一方で、市が直営で運営する場合は、社会福祉士、保健師や看護師の資格を有する方も認められている。また、現在介護支援専門員が大変不足しており、認定事務に影響を与えてしまう恐れがあるため、国において、認定調査員の資格要件を緩和させる動きがある。

現在の浜松市の申請から認定までの平均期間は、40日前後であり、昨年度より延びている。

紹介の事例については、申請から認定までどうしてそんなに期間を要してしまったのか、その原因を改めて調査し、報告する。

## (E委員)

要介護状態の方が、要支援になるということは大変素晴らしいことである。在宅 に戻る方に対して、行政として何か支えることはできないか。

紹介の事例について、要支援になるまで元気であったのであれば、施設側として ある程度予測できていたのではないか。想定外の結果だったのであれば、時間稼ぎ かもしれないが、再度申請し直すという方法もある。

介護度が改善するとかえって損するという風潮があるが、介護保険法に則った素晴らしいことであるため、なるべく改善に向けた環境を作っていくことが大事であると思う。

#### (事務局)

施設入所から在宅生活へ切り替える方に対する支援については、今後検討してい く。

#### (A委員)

他の施設でも同様のケースが発生しているかもしれないことを懸念して今回B委員から紹介させていただいた。何か改善策等がないか検討して欲しい。

# (事務局)

内容は承知したので、今後対応を検討していく。

# 8 閉会